

① 相談

白井市委託相談支援事業「座ぐり」、指定特定相談支援事業/指定障害児相談支援事業「手織り」にて実施。また、夜間や休日の緊急時コーディネーター/サポーターとして法人職員を毎日2名配置し、24時間の受電体制を確保した。月数件の受電が発生したが緊急対応で出動したケースは無かった。

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所「ガーデンスクエア」にて受け入れ態勢を整えた。一両日中に受け入れ対応すべきケースは無かった。

③ 体験の機会・場

共同生活援助事業所「ホームしろい」、短期入所事業所「ガーデンスクエア」にて受け入れ態勢を整え実施、月数名の利用があった。千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムでの「暮らしの場支援会議」にて利用調整があった方について体験利用の機会を提供した。

④ 専門的人材の確保・養成

相談連絡会を立ち上げ、市内の相談支援事業所の横の連携の強化に努めた、また相談支援専門員向けに野中式事例検討会を利用したグループスーパービジョンを実施した。

法人内に3名の千葉県障害者虐待防止コーディネーターを配置、また障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の地域相談員を法人内に配置。

強度行動障害支援者養成研修やサービス管理責任者等/相談支援専門員養成研修の講師を担い、白井市内だけでなく県域での人材育成に努めた。

⑤ 地域の体制づくり

相談連絡会を立ち上げ、市内の相談支援事業所の横の連携の強化に努めた。また、千葉県主任相談支援専門員養成研修でグループスーパービジョンの講師も担う人材を招き、市内の相談支援専門員に対しグループスーパービジョンを実施した。

## 地域生活支援拠点に関する計画書（令和5年度）

### ① 相談

白井市委託相談支援事業「座ぐり」、指定特定相談支援事業/指定障害児相談支援事業「手織り」にて実施。令和5年度よりコーディネーターは座ぐりの職員にて実施、緊急出動があった際は法人内の名簿より出動者を決定する。市民への周知や医療機関・警察との連携を改めて行う。

### ② 緊急時の受け入れ・対応

他事業所とも連携し緊急やむを得ない場合は短期入所事業所にて引き続き受け入れ態勢を継続する。面的整備拠点の為、他事業所の短期入所登録についても検討を進める。

### ③ 体験の機会、場

共同生活援助/短期入所を利用し受け入れ態勢を継続する。地域移行を積極的に実施し精神科病院に長期入院している障害者の退院促進や、自身が望まないグループホームからの移行を促進する。引き続き「暮らしの場支援会議」に参加し体験利用の機会の場を提供する。

### ④ 専門人材の確保・養成

専門人材養成の研修を実施予定、加えて地域の事業所向けに事例検討会や法人内研修への受け入れを実施する。

虐待防止/強度行動障害/サービス管理責任者/相談支援専門員等の研修に関して講師の派遣を行う。また、千葉県相談支援従事者現任研修受講者に対してインターバル研修としてグループスーパービジョンを実施する。

### ⑤ 地域の体制作り

基幹相談支援センター、委託相談、地域生活支援拠点等の役割を整理。自立支援協議会や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムへの参画を継続、また相談支援事業所の連絡会などを実施継続する。